令和3年度(2021年度)　第１回いじめ防止対策委員会（報告）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2021.07.19、15:30～、於：校長室

１　開会

２　校長挨拶

　　昨年度と異なり学校行事等もすべて実施でき、生徒の活躍の場も多い一方で、生徒間のトラブル等の心配な事案も上がってきている。アドバイス等をお願いしたい。いじめの認知の観点においては、積極的に対応することが大切だと思う。併せて、御意見よろしくお願いします。

３　出席者紹介

　　新メンバーの荒木教頭から自己紹介があった。

４　学校説明

（１）令和２年度（2020年度）の取組

（２）令和２年度（2020年度）のいじめの発生状況

（３）令和３年度（2021年度）の取組

５　協議

（１）１学期に把握した「いじめの可能性がある事案」

○アンケート結果や本人・保護者からの訴え、学年等からの把握したいじめ事案の報告は２件。

　　事案１　部活動内の同級生の人間関係（上下の力学）から生じた事案

　　事案２　クラス内（仲良し関係）の悪ふざけがエスカレートした事案

　　　　　　→　**事案１についていじめとして認知することを確認し、全会一致で了承された。**

　　　以下、２つの事案について出された意見等をまとめてみた。

いずれの事案も、小さな悪ふざけや「いじり」が次第にエスカレートしていった結果、いじめにつながる事案へと進展してしまったケースといえる。過去ＳＣの助言にあった「相手がおもしろがっているケースも深刻化しやすい」例といえる。では、事案１と事案２の違いはどうか。事案１では集団内に上下の力学が働き序列が形成された結果として、弱い立場の生徒（意思表示が苦手であったり、おとなしい）に抑圧が集中していった構造がある。事案２では、仲良し関係の悪ふざけが度を過ぎたケースであり、被害生徒の被害意識も薄かった（いつもの悪ふざけの延長上と認識していた）。ただいずれの事案でも、その行為に同調したり荷担したりする生徒の存在があり、いじめを許さない集団の土壌が育っていないという課題がある。一方で、事案１では荷物の紛失に心を痛め一緒に探す生徒がおり、そのことを保護者に話したことが発覚につながったし、事例２では行為のおかしさに気づき、「スクールサイン」へ連絡するといった具体的な行動をおこした生徒がいたことは特筆すべきで、そうした生徒はいじめをなくす取組の鍵となる存在である。教職員への教訓としては、クラス内や部活動内における生徒の関係性に普段より目配りし、そうしたいびつな人間関係に気づける人権感覚を持ち、早期にその芽を摘むことにつなげる必要がある。

（２）不登校や抑うつ状況等にある生徒

　　　長期にわたる不登校生が２名、その他抑うつ度が高かったり欠席がちの生徒も複数おり、ＳＣやＳＳＷとの連携も含めて支援していくことを確認した。

（３）県「心のアンケート」結果（概要報告）

アンケート結果を受けて、学校に求められる以下の取組について確認した。

４ 学校における今後の取組

「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、最近３年間、僅かではあるが連続して減少している。しかし、「いじめられたことをだれかに話したか」に対し、「話をした」と回答した児童生徒は、前年度と比較し、小学校、中学校で１ポイント前後減少し、高校で約８ポイント減少している。

①今後、更に**相手のことを思いやる心の醸成や言語環境の向上に取り組み**、**いじめられた児童生徒がＳＯＳを**

**出し、周囲はそのＳＯＳを受け止めることができるよう**努め、いじめをしない・させない集団づくりを進めていく必要がある。

②県立学校で行っている「『ＳＯＳの出し方に関する教育』研究指定校事業」や「いじめを許さない学校づくり推進事業」など、引続き、**いじめの未然防止に係る取組の充実**に努めていく。

③ＬＩＮＥ等のＳＮＳを利用する児童生徒の割合は年齢が上がるにつれて高くなっているが、家庭での決まり（ル

ール）があると回答する割合は、逆に低くなっている。ネット接続端末利用における「家庭でのきまりごと（ル

ール）」づくりとフィルタリングの徹底等について、関係機関等との連携を図りながら、**保護者への更なる啓発と情報モラル教育等の更なる充実**を図ることが必要である。

（４）その他

以上の文書が県より発出されていることを紹介し、詳細を確認したい場合は丸田まで連絡してほしい旨を確認した。

①令和３年度（2021年度）いじめ問題等緊急支援員の派遣について（通知）

②いじめ不登校事態に係る調査の実施主体の決定について（通知）

③児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

④「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめについて（通知）

６　指導助言

○不登校になった生徒への家庭内での関わり方について。朝から本人を起こすための声かけ（登校を軽く促す）は行っているが、その他の面では本人任せになっている。家族からの関わりが全体的に少なくなっているため、本人の生活リズムを作り出すような声かけを増やすように促す必要がある。

○悪ふざけやアンバランスな力関係上に生じた事案については、被害生徒から訴えることができないケースも多く、周りから見た時にいじめかどうか認識しづらい。報告された２件の「いじめの可能性がある事案」でも他者からの働きかけがきっかけで発覚につながっており、異変に気づける周囲の存在とそこからの働きかけがポイントになるのではないか。

７　閉会